さて此解決を上個の分五〇十一月一日より十六重大側に於て
二職員のみの工場少年工の工場に於ては本要の工場に於ては少年職工の賃金
のみなる電源を工場の分五割一さて此に本要に主婦職工月十日より十六工場割
職工が此に本要の工場一割一職員一人に対し一人の割合に於て賃金の賃上を
十則十日十二人のみなる会員は会員の賃上の要求に対し会員の賃上を
主婦職工の賃金は会員に対する賃上の要求に対する会員の賃上の要求
十則十日十二人のみなる会員は会員の賃上の要求に対する会員の賃上の要求
主婦職工の賃金は会員に対する賃上の要求に対する会員の賃上の要求

常務理事
学位
事務所
所在地 名古屋市南区西古渡町中島一ノ三
従業員 二六名（男 一四名 女 一二名）
参加人員 一八名（内 男 一二名 女 一〇名）
関係組合 ナシ
期間 自 十月十日 至 十月十七日
原因 職工李兵治ハ鮮人少年工十名ノ監督地位ニアリ本月十七日少年工ヨリ
賃銀ニ割値上要求ヲ受ケ事業主ニ交渉ノ結果一割五分ノ値上承認ヲ得
タルヲ以テ成年工ノ値上ヲモ期シ職工後藤太郎外六名トナリ協議結果
本月二十日午前七時事業主ニ対シ即時賃銀一割値上方要求（口頭）ヲナシタ

分伝手議

8.11.12

5239

（課働勞會調協）